

尾三消防組合入札者心得書

（趣旨）

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、尾三消防組合（以下「組合」という。）が行う指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項及び事務取扱いについて定めるものとする。

（指名の通知）

第2条 組合から入札指名通知の連絡を受けた者は、速やかに指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）並びに設計書及び仕様書等（以下「設計図書」という。）を受領しなければならない。この場合、組合からの連絡が、通常の方法でかつ再三によるも入札日前日までにできないときは、その指名は有効とし、その者の入札は不参加扱いとする。

（指名の取消し）

第3条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 破産者

2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由のある場合のほか、これを取消す。

第4条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取消すことがある。

- 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者
- 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第5条 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがある。

（入札保証金）

第6条 入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- 入札参加者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 指名通知書において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（入札保証金の納付に代わる担保）

第7条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、担保の種類ごとにそれぞれ同表右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価格
(1) 国債及び地方債	額面金額
(2) 政府の保証ある債権	額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8に相当する金額
(3) 管理者が確実と認める社債	当該債券証券に記載された債券金額
(4) 銀行に対する定期預金債券	
(5) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額

（入札保証保険証券の提出）

第8条 入札参加者は、組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結して保証金の全部又は、一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第9条 入札保証金は、組合の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付証明書を当該納付者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第10条 入札参加者は、組合から指示された設計図書その他契約締結に必要な条件を検討したうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場
合においては、その指示するところによる。

（入札書記載金額）

第11条 前条第3項において、入札参加者は消費税課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書（別記様式）に記載しなければならない。（以下「入札書記載金額」という。）

2 前項における入札書記載金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって、会計法上の申し込みに係る価格とする。この場合1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額が申し込みに係る価格とする。

ただし、単価契約入札においては、その端数処理は行わないものとする。

（公平な入札の確保）

第12条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第13条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載・記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）し、封かんのうえ、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、入札担当職員の指示により提出しなければならない。

ただし、特に組合が指示した場合は封かんを必要としない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。

ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵送及び電信による入札は認めない。

（入札書の書換等の禁止）

第14条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の辞退）

第15条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当職員に直接持参して行う。
- 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の成立）

第16条 入札参加者が1人であるときは、当該入札は成立しないものとする。

（積算内訳書の提出）

第17条 入札参加者は、あらかじめ指名通知書において積算内訳書の提出の指示がある場合は、第1回目の入札後に提出しなければならない。

2 入札参加者は、積算内訳書で算定した金額を越えて応札してはならない。

（入札の中止等）

第18条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し若しくは中止することがある。

（開札）

第19条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行う。

（入札の無効）

第20条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- 所定の日時（入札開始宣言）までに、所定の場所に持参しない入札
- 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- 委任状を持参しない代理人のした入札
- 記名及び押印のない入札
- 入札書の記載事項が確認できない入札
- 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- その他契約担当者があらかじめ表示した事項に違反した入札

（落札者）

第21条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事等の契約を締結しようとする場合において、当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（再度入札）

第22条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、入札執行回数は原則として第1回目を含め3回を限度とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

- 第20条第1号から第7号までに該当する入札
- 前条の規定により最低制限価格を設けた場合で、その価格を下回った入札
- 前回の入札における最低価格以上の入札

（再度入札の保証金）

第23条 前条の規定により再度入札をする場合においては、第1回目の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第24条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない本組合職員がくじを引くものとする。

（入札結果の通知）

第25条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

（落札金額）

第26条 落札金額は、第11条第1項における入札書記載金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額とする。

2 前項において1円未満の端数があるときは、第11条第2項における端数処理の方法を適用させる。

（契約の確定）

第27条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

（契約書等の作成）

第28条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を作成し、記名押印のうえ、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、組合において必要があるときは、提出期限を変更することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合に合っては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

（契約書作成の省略）

第29条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書において指示する。（入札保証金等の返還）

第30条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）還付する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては契約を締結したとき、又は請書を提出したとき入札保証金を還付する。

3 落札者以外の者が入札保証金の還付を受ける場合においては、領収証書等を出納員に提出するものとする。

（入札保証金に対する利息）

第31条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第32条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、組合に帰属する。

（議会の議決を経なければならない契約）

第33条 工事又は製造の請負で、尾三消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年尾三消防組合条例第23号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、尾三消防組合議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

2 前項の場合は、入札において落札者が決定したときは遅滞なく仮契約書を取りかわすものとする。

（前払金）

第34条 前払金のある工事の請負契約で、前払金の請求をするときは、契約者は、前払金保証事業会社の保証証書を添えて、契約日から起算して15日以内に請求しなければならない。

（その他の事項）

第35条 この心得書に定めのない事項については、関係法令及び尾三消防組合契約規則に定めるところによる。

別記様式（入札書の様式）

入 札 書										
年 月 日										
尾三消防組合管理者					殿					
入札者住 所										
								氏 名 (名称及び 代表者氏名)		(印)
尾三消防組合入札者心得書等を承諾の上、下記のとおり入札します。										
記										
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円	
ただし、下記〇〇の〇〇金										
1 〇 〇 名										

2 〇 〇 場 所										

- (注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
2 訂正又はまっ消した箇所には押印をすること。
3 金額の数字はアラビア数字を用い頭に金を記入のこと。

別記様式（封筒の様式）

(表)

尾三消防組合管理者		殿	
〇 〇 名			
〇 〇 場 所			
入 札 書 在 中			

(裏)

入札者		
住 所		
(印)	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	(印)
		(印)